

許可基準第15条 「土地区画整理事業完了地内等の再開発」

(土地区画整理事業等完了地の再開発)

第15条 条例第6条第10号に規定する「土地区画整理事業が行われた土地、線引き後開発許可を受け適法に開発された土地又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の認可を受けて住宅地造成事業が行われた土地の区域内における再開発」とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

(1) 申請地は、次のいずれかの土地の区域内に所在していること。

ア 土地区画整理事業が行われた土地

イ 都市計画法第29条の規定により適法に開発された土地

ウ 旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けた住宅地造成事業が行われた土地

(2) 当該再開発は、当初事業の土地利用の目的及び予定建築物の用途の変更を伴わないものであり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

(3) 宅地の分割を伴う場合にあつては、分割後の一区画当たりの土地の面積が165平方メートル以上であること。

(4) 当該再開発について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。